

平成26年度第4回富津市介護保険運営協議会会議録

1. 日時 平成27年2月6日(金) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時56分
2. 場所 富津市役所 4階 401会議室
3. 出席委員
渡辺 務 (市議会議員) 白石 良造 (被保険者)
小泉 定男 (被保険者) 澤邊 玉江 (被保険者)
三枝 奈芳紀 (保健医療関係者) 大塚 坦造 (保健医療関係者)
井戸 義信 (福祉関係者) 井本 義孝 (サービス事業者)
亀卦川 明 (サービス事業者) 斎藤 典子 (サービス事業者)
4. 欠席委員
東 弘志 (学識経験者) 熊切 篤 (保健医療関係者)
磯部 健一 (福祉関係者) 古堀 真由美 (サービス事業者)
5. 議件
議案第1号 いきいきふっつ高齢者プラン 第6期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画(案)について(諮問事項)
議案第2号 富津市介護保険条例の一部改正(案)について(諮問事項)
議案第3号 富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例(案)について(諮問事項)
議案第4号 富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(案)について(諮問事項)
議案第5号 富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正(案)について(諮問事項)
議案第6号 富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正(案)について(諮問事項)
議案第7号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について(諮問事項)
議案第8号 地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認について(諮問事項)

問事項)

議案第9号 富津市天羽地区地域包括支援センターの設置の承認について (諮問事項)

議案第10号 富津市天羽地区地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の指定について (諮問事項)

議案第11号 富津市地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の廃止について

議案第12号 富津市地域包括支援センターの廃止の承認について (諮問事項)

議案第13号 平成27年度富津市地域密着型サービス事業者の公募について

6. 事務局職員等

佐久間市長、前沢健康福祉部長、大塚介護福祉課長、大川介護福祉係長、立石地域包括支援センター所長、山田主任主事、山口社会福祉主事、堀越主事、阿形主事

会議開催結果

1 会議の名称	平成26年度第4回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成27年2月6日（金） 午後1時30分～午後2時56分
3 開催場所	富津市役所 4階 401会議室
4 審議等事項	<p>議件</p> <p>(1)いきいきふっつ高齢者プラン第6期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）について（諮問事項）</p> <p>(2)富津市介護保険条例の一部正（案）について（諮問事項）</p> <p>(3)富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例（案）について（諮問事項）</p> <p>(4)富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について（諮問事項）</p> <p>(5)富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について（諮問事項）</p> <p>(6)富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について（諮問事項）</p> <p>(7)指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について（諮問事項）</p> <p>(8)地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認について（諮問事項）</p>

	<p>(9) 富津市天羽地区地域包括支援センターの設置の承認について（諮問事項）</p> <p>(10) 富津市天羽地区地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の指定について（諮問事項）</p> <p>(11) 富津市地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の廃止について</p> <p>(12) 富津市地域包括支援センターの廃止の承認について（諮問事項）</p> <p>(13) 平成 27 年度富津市地域密着型サービス事業者の公募について</p>
5 出席者	<p>【委員】 渡辺 務、白石 良造、小泉 定男、澤邊 玉江、三枝 奈芳紀、大塚 坦造、井戸 義信、井本 義孝、亀卦川 明、斎藤 典子</p> <p>【市長】 佐久間 清治</p> <p>【事務局】 前沢健康福祉部長、大塚介護福祉課長、大川介護福祉係長、立石地域包括支援センター所長、山田主任主事、山口社会福祉主事、堀越主事、阿形主事</p>
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人（定員2人）
9 所管課	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係 電話 0439-80-1262
10 会議録（発言の内容）	別紙のとおり

平成26年度第4回富津市介護保険運営協議会会議録

発言者	発言内容
大川係長	<p>開会（13：30）</p> <p>定刻となりました。本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除きまして、皆様にお集まりいただいております。</p> <p>会議を始めます前に、委員の皆様にご挨拶申し上げます。</p> <p>まず、1点目がコンサルタント会社社員の同席についてでございます。</p> <p>『いきいきふっつ高齢者プラン 第6期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画』の作成業務の一部を委託しているため、前回同様、委員の皆様のご意見、考え方を計画につぶさに反映させるため、同席させていただいておりますので、ご了承願います。</p> <p>2点目が会議の傍聴についてでございます。本日傍聴を希望される方は1時20分までにお越しくださいとご案内いたしましたが、本日の傍聴の方はいらっしゃいません。</p> <p>3点目でございます。本日皆様のお手元に置かせていただきましたものは、議案第1号の正誤表でございます。議案につきましては事前にお配りいたしました。その後申し訳ありませんが訂正する必要が生じたので、お配りしてございます。この表に議案綴りのページ数、計画書のページ数で該当の箇所を明記してございます。では最初に7ページ、全てをご案内するということではございませんが見方としてご説明いたします。議案綴りの7ページを開いていただいでよろしいでしょうか。計画書のページで言いますと、8ページの差し替えをお願いしたく正誤表の次のページに8ページを挿入させていただいております。続きまして議案綴りの14ページを開いていただいでよろしいでしょうか。図表の2-1サービス受給状況と書いてございますが、これは申し訳ございません。図表の番号が間違っておりまして、図表の2-21ということでございます。続きまして右側のページ、2-2介護給付（1月当たりの利用者数）は図表の番号2-23になります。議案綴り14ページから16ページにつきましては、資料の差し替えということで該当のページのものは正誤表をめくっていただいで、3枚目から4ページ入れさせていただいております。次のページからは正誤表で対応していただく</p>

こととなっております。議案綴りの20ページ、計画書の32ページの表は後ほど正誤表のとおり修正をお願いいたします。続きまして議案綴り33から40ページまでにつきましては、図表番号の誤りでございます。申し訳ございませんが、正誤表のとおり後ほど修正をお願いしたいと存じます。続きましては議案綴り41ページ、こちらにつきましても正誤表のとおり後ほど修正をお願いいたします。又、議案綴り46ページにつきましては、正誤表の最後のページに差し替えを入れさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。正誤表は最後になります。議案綴り48ページ、計画書の87ページ図表4-2です。Cの欄、所得段階別加入割合補正後被保険者数という記載がございますが、右の欄に書いております被保険者数46,575人に訂正をお願いいたします。訂正につきましては、以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、平成26年度第4回富津市介護保険運営協議会をはじめさせていただきます。

それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。

本日、10名の方にご出席いただいておりますので、委員数の過半数を超えておりますので、介護保険運営協議会は成立いたします。

なお、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、会長あいさつでございます。渡辺会長からご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

皆さんこんにちは。開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、会議次第にありますように、議案13件のうち、11件が諮問事項となっております。「いきいきふっつ高齢者プラン 第6期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）について」、「富津市介護保険条例の一部改正（案）について」「富津市天羽地区地域包括支援センターの設置の承認について」など、本年4月1日から制度や体制が変わることに関する議案ばかりでございます。

渡辺会長

<p>大川係長</p>	<p>委員の皆様には、各議案に対し、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>佐久間市長</p>	<p>次に、市長あいさつでございます。佐久間市長からごあいさつ申し上げます。</p> <p>皆さんこんにちは。委員の皆様には大変ご多用の中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>さて、介護保険の制度改正は、昨年6月に公布されました医療介護総合確保推進法により、多方面にわたり大幅な改正が決定しているところですが、介護報酬の改定状況や消費税増税の繰延べに伴う保険料軽減強化の取扱いなどについては、いまだ国から正式な通知がないところです。</p> <p>このような状況であります。市民生活に与える影響を考慮し、国の予算編成状況などあらゆる情報を収集して、事業計画（案）を作成したところでございます。</p> <p>この事業計画に沿い、安心して暮らせる住みよいまちづくりを推進してまいりますので、皆様方の一層のご支援をお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議内容につきましては、ただ今会長からお話がありましたようにいきいきふっつ高齢者プラン 第6期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）について、富津市介護保険条例の一部改正（案）についてのほか、富津市天羽地区地域包括支援センターの設置承認など、13議案の審議をお願いするものでございます。書類の不備で大変やり難いかと思いますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。よろしくお願いたします。</p>
<p>大川係長</p>	<p>続きまして、議事でございます。富津市介護保険条例施行規則第5条の3第1項に「会長が会議の議長となる。」とありますので、議事進行を渡辺会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>はい。それでは議長を務めさせていただきます。</p> <p>今日は審議する議案が大変多い事からスムーズな議事、進行にご協力をお願いしたいと思います。特に事務局には簡潔、明瞭な説明と答弁をお願いしたいと思います。</p>

<p>大川係長</p>	<p>次に、議事録署名人の指名でございますが、澤邊委員にお願いしたいと思 います。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案第1号 いきいきふっつ高齢者プラン第6期富津市介護保険 事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）について及び議案第2号 富津市介 護保険条例の一部改正（案）については、関連性があることから一括して審 議をしたいと思ひますが、ご異議ござひますか。</p> <p style="text-align: center;">（委員から「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議もないようですので、議案第1号と議案第2号は一括議題といた します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号 いきいきふっつ高齢者プラン第6期富津市介護保険事業計 画・富津市高齢者福祉計画（案）について、ご説明申し上げます。</p> <p>では、議案綴り1ページをご覧ください。</p> <p>初めに意見募集（パブリックコメント）による意見の反映について申し上 げます。</p> <p>本計画（案）は、昨年12月18日（金）から本年1月16日（金）まで意 見募集を行った結果、1件の意見の提出がありました。</p> <p>その内容は、大佐和地区への地域密着型特養の整備を事業計画に加えてほ しいというものでしたが、議案資料綴りの26ページに記載のとおり、すで に事業計画に盛り込んでおりますので、意見による計画の修正は行いませ ん。</p> <p>次に、パブリックコメント以外による計画の修正について申し上げます。</p> <p>修正の理由としましては、前回の会議以降の国の動向によるものとそれ以 外によるものがござひます。</p> <p>国の動向によるものとしましては、アの公費負担による世帯非課税低所得 者の保険料軽減です。</p> <p>消費税10%が当初の予定から1年半先送りとなったことから、それを財 源としていた低所得者の保険料軽減については、国が第1段階の被保険者の 5%軽減のみを実施する見込みとなったため、議案綴り48ページ右側の所 得段階別保険料に反映させました。</p> <p>続いて、イの介護保険給付費見込み額の見直しです。</p>
-------------	--

介護報酬が 2.27%引き下げになることが閣議決定されたことから、介護保険給付費の見込みを減額いたしました。また、一定以上の所得の人の利用者負担が 2 割になることや、施設利用者の補足給付（食費、居住費）が、平成 27 年度からは預貯金等や配偶者の所得を勘案、28 年度からは更に非課税年金を勘案するといったこれら補足給付の見直しによる影響額を加味し、減額いたしました。また、国の動向以外によるものとしましては、アの直近の給付実績による介護保険給付費の修正を行ったもの、そして、イの介護保険料の算定でございます。

この保険料の算定については、計画の第 3 章で介護保険料設定の考え方をお示しし、今回、新たに第 4 章を設けまして、第 6 期の介護保険料の推計をしております。

それでは、計画（案）の方に移りまして、主な修正箇所をご説明します。
議案綴り 28 ページ、左側の表をご覧ください。

4 介護保険制度の円滑な運営において、介護サービスごとのひと月の利用人数の記載から、市が見込んだサービスの利用回数や利用人数の見込量及び給付額を 29 ページ以降に記載するため、28 ページ右側に介護保険サービス及び介護保険給付費の推計の手順も併せて記載しました。

29 ページ以降に記載のサービスごとの利用人数は、前回会議の資料では月単位で表示していましたが、年単位の表示に変更しています。

次に議案資料綴り 40 ページ、右側をご覧ください。

地域支援事業の見込みと確保方策ですが、費用の変更はありませんが、事業ごとの経費を記載しました。

議案資料綴り 41 ページをご覧ください。

第 6 期の保険料設定について記載しています。

所得段階設定の変更を行い、介護給付費準備基金を取り崩すとともに、低所得者支援と費用負担の公平を図り、保険料の設定を行う旨を記載しています。

続いて議案資料綴り 44 ページをご覧ください。今回、追加しました第 4 章です。

新たに介護保険料の算定手順を示し、その根拠となるサービスの見込量、

給付費の見込額は、第3章から第4章へ移動させ、46 ページ、右側に標準給付費見込額を新たに記載しました。

最後に介護保険料の算定手順をご説明します。

44 ページ、左側をご覧ください。

標準給付費見込額、こちらは介護サービスの給付のために必要な年間費用ですが、これと地域支援事業にかかる費用に第6期における第1号被保険者の負担割合、22%をかけます。その金額に調整交付金、こちらは国から交付されるお金ですが、後期高齢者の人数格差や保険料負担能力の格差を調整する国の交付金を足し、介護給付費準備基金から保険料に充当する額を引き、保険料として確保することが必要な金額＝保険料収納必要額を出します。

それを予定保険料収納率で割ると保険料賦課総額となり、それを第1号被保険者の負担能力に応じて補正した被保険者数 46,575 人で割り、更に12で割ることにより、保険料基準月額を算定します。

保険料については、本事業計画に掲載するとともに、介護保険条例においても規定することから、第2号議案で詳細な説明をさせていただきます。

なお、今後の予定といたしましては、本運営協議会の答申を得て、3月下旬に第6期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画を策定する予定で考えております。

以上で、議案第1号 いきいき富津高齢者プラン第6期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）についての説明を終わります。

続きまして、議案第2号 富津市介護保険条例の一部改正（案）について、ご説明申し上げます。

議案綴りの53ページをご覧ください。

ただ今、議案第1号で申し上げた第6期の事業計画を遂行するために、介護保険条例の一部を改正しようというものでございます。

この条例改正で具体的に行おうとしていることは3つあり、1つ目が第6期事業計画期間の介護保険料を定めること、2つ目が所得の低い被保険者の保険料軽減の強化を実施すること、3つ目が介護予防・日常生活総合支援事業などの地域支援事業の実施時期を定めることとございます。

議案綴りの53ページから55ページ中ほどまでにあります介護保険条例

大塚課長

の第3条の改正が1つ目の第6期介護保険事業計画期間の介護保険料を定めるための改正です。

介護保険料の設定方法について、若干説明させていただきたいと思えます。恐れ入りますが、議案綴り 48 ページの下の図表 4-2 をご覧ください。

保険料設定につきまして第6期事業計画期間においては、計画期間中の保険給付費と地域支援事業費の総額の 22% を介護保険料で賄うこととされております。現在は 21% という状況でございますが、今回からは 22% で賄うとされております。

A と B の合計額 139 億 582 万 3 千円の 22%、30 億 5,928 万 1,060 円から、調整交付金の差額 71,082 千円及び介護保険給付費準備基金取崩額 1 億円を控除して保険料収納必要額 28 億 8,819 万 9,000 円を求め、これを保険料収納率及び所得段階別加入割合補正後被保険者数、これは先程訂正させていただきました 46,575 人で除して、基準保険料年額として 63,600 円、月額に直しますと 5,300 円を設定しております。

A の標準給付費見込額 135 億 182 万 3 千円は、平成 26 年度の保険給付費決算見込額をベースとし、被保険者数の増加及び施設整備による給付費の伸び、高額所得者の 2 割負担、施設入所等の場合の食費及び居住費の補足給付に対する資産や配偶者所得の勘案、更に、△2.27% の介護報酬改定による給付費の減少を見込み、算出しております。

恐れ入りますが、議案綴り 57 ページの議案第 2 号の資料をご覧ください。ただ今、説明申し上げました基準保険料年額を基準に、この表の右から 2 列目の④の列のとおり、第 6 期事業計画期間中の所得に多寡による保険料段階の区分と保険料年額を決めようとするものでございます。

また、所得の低い方の保険料上昇を抑制する観点等から、第 5 期事業計画期間中の 9 段階から、14 段階に保険料段階を細分するものでございます。

続きまして、2つ目の所得の低い被保険者の保険料軽減の強化について説明申し上げます。議案綴りの 55 ページの右側の中ほどにある第 3 条第 2 項をご覧ください。保険料段階第 1 段階の被保険者の保険料について、基

<p>渡辺会長</p> <p>大塚課長</p> <p>渡辺会長</p>	<p>準年額の5%分を軽減して、28,620円と定めようとするものでございます。</p> <p>これにより減少する保険料収入については、国県負担を伴う一般会計からの繰入金で補填されます。</p> <p>続きまして、次の56ページの表の右側下段にあります附則第8条をご覧ください。</p> <p>これは、介護保険法の改正によって、新たに市町村が実施しなければならないとされた4つの地域支援事業のうちの2つの実施時期を定めるものでございます。</p> <p>附則第8条第1項は、要支援認定者の予防訪問介護及び予防通所介護を保険給付から地域支援事業へ移行して、高齢者の生活支援のサービスと併せて行う、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期を、サービス提供体制の構築などに万全を期す観点から、平成29年4月1日から実施することを定めるものです。</p> <p>附則第8条第2項は、介護保険法第115条の45第2項第6号に新たに規定された認知症初期集中支援チームの発足など認知症総合支援事業の実施時期を、その体制を整える必要があることから、平成30年4月1日から実施することを定めるものです。</p> <p>以上で、議案第2号についての説明を終わります。よろしくお願ひします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ひとつ確認させてください。大塚さん、今の第8条は大塚さんの資料では何ページになっていますか。</p> <p>56ページです。</p> <p>皆さんは56ページになっていますか。</p> <p>(委員から「はい」の声あり)</p> <p>では、結構です。</p> <p>事務局の説明は終わりましたので、議案第1号 いきいき富津高齢者プラン第6期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画(案)について、ご質疑、あるいはご意見等ございませんか。</p> <p>はい、井本委員。</p>
-------------------------------------	---

井本委員	<p>単純な事なのですが、お尋ねしたいと思います。29 ページ下の表、訪問介護の事業量の見通しですが、28 年度までには予防給付費が 23,007 千円となっておりますが、平成 29 年度になりますと一挙に 12,000 千円減となっておりますが、これは誤植ではございませんか。</p>
渡辺会長	はい、大塚課長
大塚課長	<p>これはただ今申し上げたように、平成 29 年度 4 月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を予防給付から地域支援事業へ移行するというところで、このような額になります。ただし平成 29 年 4 月から移行と申し上げましても認定の有効期間が有るわけでした、順次地域支援事業へ切り替わるということで、一挙にゼロになるわけではございません。そのようなことからこの数字を見込んでおります。以上でございます。</p>
井本委員	<p>はい。続いてもうひとつあります。議案綴りの 45 ページの居宅サービス等の給付費と題してあります表の 3 番目に訪問看護の介護と予防とありますが、平成 27、28、29 年度と計画期間がございます。その伸びなのですが、年間の利用者の数かと思いますが平成 27 年度の予防が 891 名、それから 915 名、それから 929 名となっておりますけど、こんな一桁か二桁の伸びで大丈夫なのでしょうか。</p>
渡辺会長	はい、大塚課長。
大塚課長	<p>こちらは人数ではなく、給付費を表しております。訪問看護の場合には介護給付費ですと 27 年度で 32,260 千円を年間給付として見込んでおります。予防ですと要支援 1、2 の方々に対して 27 年度で 891 千円を見込んでおります。これは平成 26 年度の決算見込、或いは平成 27 年度 28 年度後期高齢者の人数、或いは第 1 号被保険者の人数から推測した人数でこちらは計上してございます。以上でございます。</p>
井本委員	<p>関連してその前の議案綴り 44 ページの居宅サービス等の見込量でこちらは人数かと思いますが、月当たりの人数が訪問看護の介護が平成 26 年度は 95 人です。27 年度は 97 人、28 年度は 99 人の予定、29 年度は 101 人となっております。つまりひと月に 2 人ずつ増えて、先程の年間給付金額になるかと思いますが。今、訪問看護ステーションも受け入れをしておりますが、年間たったの 2 人しか利用者が増えないとは有り得ないのですが、これはどうい</p>

	<p>うことでしょうか。つまり今現在訪問看護ステーションを実施しております事業主としてはひと月に2件、3件と増えてくるわけです。そうならなければそろばんが全然合いませんし、たった月に2人しか増えず、訪問看護ステーションを利用しないとなりますと、大きく在宅支援を強化するということではないと思われます。信じられない数字だと私は思います。</p>
渡辺会長	はい、大塚課長。
大塚課長	<p>こちらの訪問看護でございますが、例えば26年度の数字で要介護1から5までの方で利用されている方が、年間で平均月95名の方が利用されていらっしゃるということでございます。介護予防の方については平均でございますので、ある時期では例えば4名の方が利用されていらっしゃるがその方が要介護認定に移行するとある月においてはその人数が減るということで、年間を通じて平均3名の方の利用、介護の方は年間平均で95名の利用ということになっておりますが、これは平成26年度の実績に基づいて算出しておりますので、ほぼこの数字で推移していくものと見込んでおります。以上でございます。</p>
井本委員	<p>それは26年度の実績を基準にされるというのは分かりますが、毎年2名ずつの数が増えていくということですね。この表で見る限り3年間で95、97、101となっております。これからは24時間随時巡回型のケアをなさいますとか訪問看護ステーションで高齢者の在宅でひとり暮らしの方が増えるから在宅の対策をなさいますなどの動きの中で、伸び率が2から2というのがいかにも対策として後ろ向きの姿勢だと感じるのですが。</p>
渡辺会長	はい、大塚課長。
大塚課長	<p>訪問看護の部分でございますが、居宅サービスとしては井本委員がおっしゃられたとおりですが、合わせまして地域密着型といたしまして定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを盛り込んでおります。訪問看護の必要な方に対するサービスを提供していただくということで事業計画は見込んでおります。以上でございます。</p>
井本委員	<p>この議案、6期の計画についてはこのようにうたわれておりますけれども、議案綴り25ページの左側上段に高齢者の増加に伴い、高齢者が抱える悩みやニーズに対する専門的・継続的な支援ができるよう関係者間のネット</p>

	<p>ワークの構築を図るとともに、支援体制の強化を図りますとうたっております。だから支援体制の強化の中に、小規模多機能型の施設を天羽地区に造るからこれで在宅の方の支援体制は強化されるとは私は少し施設に偏重している気がします。つまり訪問介護と訪問看護の充実といった点を施策にもっと反映をしてもらいたいと思います。以上です。</p>
渡辺会長	<p>答弁いただきますか。</p>
井本委員	<p>こちらは要望で結構です。</p>
渡辺会長	<p>それでは他に議案第1号について。はい、大塚委員。</p>
大塚委員	<p>2点あるのですが、17 ページの計画の基本的方針の中で1、2、3、4と4項目あるのですが、私がお願いしたいのは基本方針の3の中ほどに身近なかかりつけ医やかかりつけ歯科医、病院・診療所、訪問看護ステーションとあるのですが、ここにかかりつけ薬局という文言も入れていただくわけにはいきませんかでしょうか。それともう1点は26 ページの認知症サポーターの養成というので、今朝ほどオレンジリングについて全国のキャラバンメイトについてインターネットを見ましたら、平成26年12月31日現在、全国で580万129名がメイトとして登録されております。富津市として地域での体制作りの中で、サポーターを何人位養成されようと思っているのか。現状は何人か分かれば教えて下さい。以上2点です。</p>
立石所長	<p>1桁までの細かい数字は申し訳ありませんが、確認してお答えしたいと思います。現在、サポーターの養成で約500人となっております。</p>
渡辺会長	<p>もうひとつ質問がありましたね。</p>
大塚課長	<p>大塚委員からの質問の第1点目でございます。議案綴り19ページのポンチ絵をご覧いただきたいと思います。このポンチ絵の中の医療の部分に大塚委員のご指摘のように、薬局にも地域包括ケアシステムも担っていただくことを想定しております。基本方針の3の中で薬剤師或いは薬局としての活躍をいただくようなことの記載をしていきたいと考えます。</p>
大塚委員	<p>19ページの記載は私も分かっているのですが、基本方針3の文言でかかりつけ薬局という文言を入れていただけないでしょうかというのが、私の希望なのですが。</p>
大塚課長	<p>そのようにしたいと考えております。</p>

<p>大塚委員 渡辺会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にご質疑、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第1号 いきいき富津高齢者プラン第6期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）については、承認することでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（委員から「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第1号 いきいきふつつ高齢者プラン第6期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）については、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 富津市介護保険条例の一部改正（案）について、ご質疑、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第2号 富津市介護保険条例の一部改正（案）については、承認することでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（委員から「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第2号 富津市介護保険条例の一部改正（案）については、承認することに決定いたします。</p> <p>それでは、ここでコンサルタント会社の社員の方は、退席いただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: center;">（コンサルタント会社社員退席）</p> <p>続きまして、議案第3号 富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例（案）についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>山田主任主事</p>	<p>議案第3号 富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例（案）について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料の58ページをお開き願います。</p> <p>第3次地方分権一括法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）</p>

第 36 条の規定により、平成 26 年 4 月 1 日に介護保険法が一部改正され、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を平成 27 年 4 月 1 日までに市町村が条例で定めることとされましたことから、前回、第 3 回運営協議会でご審議いただき、意見募集（パブリックコメント）を平成 26 年 12 月 18 日から平成 27 年 1 月 16 日までの間、実施いたしましたが、本件に係ります意見の提出がなかったことから、パブリックコメントに付した条例案の修正の必要性は生じておりません。

規程形式につきましても、前回の運営協議会にてご説明させていただいたとおり、介護保険法施行規則で定める基準を上回る又は異なる内容を定める特別な事情、地域性が認められず、独自の基準を設けないことから、基準の具体的な内容は規則で定めることを条例で規定しようとするものでございます。

具体的には、59 ページ以降の表の右から 2 列目に記載してある条例（案）、一番右の列に記載してあるその条例施行規則（案）のとおりでございます。

以上で、議案第 3 号 富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例（案）についての説明を終わります。

なお、本運営協議会からの答申を得た後、3 月定例会に上程しようと考えております。よろしくお願ひします。

事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。
よろしいですか。

（委員から「なし」の声あり）

それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第 3 号 富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例（案）については、承認することでご異議ございませんか。

（委員から「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第 3 号 富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例（案）については、承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第 4 号 富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運

渡辺会長

<p>山田主任主事</p>	<p>営に関する基準等を定める条例（案）についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第4号 富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料の62ページをお開き願います。</p> <p>この議案も、議案第3号と同じように、介護保険法の改正により、指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を、平成27年4月1日までに市町村が条例で定めることとされましたことから、意見募集の実施について前回の運営協議会においてご審議いただいたところです。</p> <p>議案第3号と同様に意見募集を行いました。意見の提出がなかったことから、パブリックコメントによる条例案の修正の必要性は生じておりません。</p> <p>しかし、条例（案）を策定する際の基準となる国の基準、具体的には「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」が、平成27年1月16日に公布された介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第7条の規定により一部改正されたことから、これまで示してきた条例（案）に修正の必要性が生じました。</p> <p>改正の主な内容としては、62ページ左下に記載してございますとおり、アとイの2つの項目が、新たに加えられるものです。</p> <p>いずれの基準も、市で条例を制定する際の参酌すべき基準であり、本来であれば意見募集に付すところでございますが、法律の公布日からその施行日までの期間が短く、意見募集を実施する暇がないことから、本運営協議会に審議をお願いするものでございます。</p> <p>なお、新たに加えられる基準についても、国の基準を上回る又は異なる内容を定める特別な事情が認められないことから、国の基準どおり規定しようとするものです。</p> <p>規程形式としては、議案第3号と同様に独自基準を設けないことから、基準の具体的な内容は規則で定めることを条例で規定するもので、具体的</p>
---------------	--

<p>渡辺会長</p>	<p>には、63 ページ以降の表の右から2列目に記載してある条例（案）、一番右の列に記載してあるその条例施行規則（案）のとおりでございます。</p> <p>以上で、議案第4号 富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について、の説明を終わります。</p> <p>なお、本運営協議会からの答申を得た後、3月定例会に上程しようと考えております。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（委員から「はい」の声あり）</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第4号 富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）については、承認することでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（委員から「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第4号 富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）については、承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第5号 富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>大塚課長</p>	<p>議案第5号 富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案綴りの82ページからをご覧ください。</p> <p>今回、一部を改正しようとする富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則は、第2次地方分権一括法により介護保険法が改正され、今まで国が定めていた要介護1から要介護5までと認定された要介護認定者に対する地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を市町村が条例を定めることとされたことから、平成25年4月に制定したものでございます。</p>

富津市ではこの基準を制定する際に、今までの基準である、平成 18 年厚生労働省令第 34 号の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を超えて独自基準を設ける部分については直接条例で、それ以外の部分、つまり、今までの厚生労働省令と同じ内容とする部分については、具体的内容を規則で定めることを条例で規定いたしました。

この厚生労働省令が平成 27 年 1 月 16 日に改正され、また、規則といえども条例と併せて富津市の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を成すことから、『富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正(案)』について、本運営協議会にお諮りするものでございます。

一部改正の主な内容につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から、複合型サービスというサービスの名称を看護小規模多機能居宅介護に変更すること、小規模多機能居宅介護及び看護小規模多機能居宅介護の登録定員の上限を 25 人から 29 人に改めること、一定の条件下にある場合の認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームでございますが、グループホームのユニット数の上限を 2 ユニットから 3 ユニットまで改めるものでございます。

なお、この規則改正の要因となった厚生労働省令の改正により、条例で定めている独自基準の部分に改正の必要はなく、また、新たに独自基準として条例で定める必要のあるものはないと判断しております。

以上で、議案第 5 号についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

渡辺会長

事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見等ございませんか。
よろしいですか。

(委員から「なし」の声あり)

それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第 5 号富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正(案)については、承認することでご異議ございませんか。

(委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。議案第 5 号 富津市指定地域密着型サービスの事

<p>大塚課長</p>	<p>業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）については、承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第6号 富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>続きまして、議案第6号 富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案綴りの105ページから112ページまでにこの条例施行規則の一部改正（案）を記載させていただいております。</p> <p>こちらも議案第5号と同じように、第2次地方分権一括法により、平成25年4月1日に施行されたものでございます。議案第5号と同じような考えで基準を制定する際に、今までの基準である厚生労働省令を超えて独自に基準を設ける部分については直接条例で、それ以外については規則で定めることを条例で規定することといたしました。この厚生労働省令が平成27年1月16日に改正されたこと、また議案第5号と同様に条例と一体で富津市の基準を成すことから、本運営協議会にお諮りをするものでございます。</p> <p>一部改正の主な内容につきましては、平成27年4月1日から、介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員の上限を25人から29人に改めること、認知症対応型共同生活介護のユニット数を3ユニットまで認めることなどでございます。</p> <p>以上で、議案第6号についての説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（委員から「はい」の声あり）</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第6号 富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する</p>

る基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）については、承認することにご異議ございませんか。

（委員から「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第6号 富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）については、承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山口社会福祉主事

議案第7号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について、ご説明申し上げます。

資料の113ページをご覧ください。

まず、指定介護予防支援の業務でございますが、これは要支援1及び要支援2と認定された要支援認定者に対して、その要支援認定者の意向を踏まえ、その方の身心の状況や置かれている環境等に応じて、在宅において自立した生活が営めるよう、その要支援認定者に適した介護保険サービスが利用できるよう、サービス計画、いわゆるケアプランを作成するとともに、その給付管理を行うというものでございます。

この要支援認定者に係るケアプランの作成及び給付管理は、指定介護予防支援事業所、つまり地域包括支援センターが行うものでございますが、量的や距離的な問題から、地域包括支援センターが自らできない場合は、市内又は被保険者の居住する地域の居宅介護支援事業所にその業務の一部を委託することができる旨、介護保険法に規定されております。

この委託をする居宅介護支援事業所の選定に当たっては、地域包括支援センター運営協議会の承認を受けることと定められており、この規定に基づき、記載の2か所の居宅介護支援事業所に要支援認定者に係るケアプラン作成等の業務の委託を可能とするため、本運営協議会の承認を求めようとするものでございます。

なお、現在、市内で18、市外で21の事業所について、選定の承認をいただいております。

<p>渡辺会長</p>	<p>以上で、議案第7号、指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。ございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声あり)</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第7号指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(委員から「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第7号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認については、承認することに決定をいたします。</p>
<p>山口社会福祉主事</p>	<p>続きまして、議案第8号 地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第8号 地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認について、ご説明申し上げます。</p> <p>協議会資料の114ページをお開き願います。</p> <p>地域包括支援センターの委託については、平成27年度の介護保険法改正によって新たに市町村に膨大な業務量の事案の実施が課せられることが想定されたこと及び高齢者のみ世帯の増加や地域とのつながりの希薄化などにより、市民の皆さんの要請に市の地域包括支援センター職員では応えきれなくなってきたことから、介護保険事業計画に沿い、日常生活圏域ごとに設置するため、平成25年度においてその受託法人を公募し、応募がなかった天羽地区日常生活圏域の再公募について、平成26年6月6日開催の第1回運営協議会で承認をいただいたところです。</p> <p>7月15日から8月12日までの間、受託法人を公募しましたところ、2つの社会福祉法人から応募があり、これらの社会福祉法人について、8月21日に提案審査及びヒアリングを行った結果、富津市地域包括支援センター業</p>

	<p>務受託法人選考要綱によって、1つの社会福祉法人に業務委託先法人選定者とする旨の通知をいたしました。</p> <p>この度、この法人から変更後の定款が提出されたことから、介護保険法施行規則及び平成18年10月18日付け厚生労働省老健局計画課長通知に基づき、地域包括支援センター運営協議会の業務を担っていただいている本介護保険運営協議会の承認を求めようとするものでございます。</p> <p>以上で、議案第8号 地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認についての説明を終わります。</p> <p>なお、市民の皆様へ周知する期間を設ける関係等から、事後に承認をいただくこととなっておりますことを、ご了承賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員から「なし」の声あり)</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第8号 地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認については、承認することでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員から「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第8号 地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認については、承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第9号 富津市天羽地区地域包括支援センターの設置の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
山口社会福祉主事	<p>議案第9号 富津市天羽地区地域包括支援センターの設置の承認について、ご説明申し上げます。</p> <p>協議会資料綴り115ページをお開き願います。</p> <p>左側の設置届書のとおり、地域包括支援センターの業務委託先選定法人である社会福祉法人金谷温清会の理事長石井 喜久男から天羽地区日常生活圏域について、介護保険法の規定により地域包括支援センターの設置届</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>があったことから、介護保険法施行規則の規定に基づいて本介護保険運営協議会の承認を求めようとするものでございます。</p> <p>なお、天羽地区地域包括支援センターの具体的な場所は、現デイサービスセンター金谷の家と同じ建物内でございます。</p> <p>以上で、議案第9号 富津市天羽地区地域包括支援センターの設置の承認についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声あり)</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第9号 富津市天羽地区地域包括支援センターの設置の承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(委員から「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第9号 富津市天羽地区地域包括支援センターの設置の承認については、承認することに決定をいたします。</p>
<p>山口社会福祉主事</p>	<p>続きまして、議案第10号 富津市天羽地区地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の指定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第10号 富津市天羽地区地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の指定について、ご説明申し上げます。</p> <p>協議会資料の116ページをお開き願います。</p> <p>介護予防支援事業所は、議案第7号においてご説明申し上げましたように、要支援1及び要支援2と認定された要支援認定者に対して、その要支援認定者及び家族の意向を踏まえ、その方の身心の状況や置かれている環境等に応じて、在宅において自立した生活が営めるよう、その要支援認定者に適した介護保険サービスが利用できるよう介護予防サービス計画、いわゆるケアプランを作成するとともに、その給付管理を行う事業所でございます。</p> <p>介護予防支援事業所の設置は、地域包括支援センターの設置者が行うことと、介護保険法に規定されています。</p> <p>この規定に基づいて、議案第9号で承認いただいた富津市天羽地区地域包</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>包括支援センターの設置者から天羽地区日常生活圏域に係る介護予防支援事業所の指定申請があったものでございます。</p> <p>恐れ入りますが、次の 117 ページの表をご覧ください。</p> <p>介護予防支援事業所の開設及び運営に当たっての事業所の人員等に関する基準は議案第 4 号でご審議いただいたように定めることとしており、この内容は、現在の基準である厚生労働省令と同じ内容となっています。</p> <p>この基準のうち、事業所の指定の際の審査項目を一覧にしたものが、この表でございます。</p> <p>右端のチェック欄が 2 列に分かれておりますが、その左側にチェック項目に対する答えを記入してあり、右側の横棒は、チェック項目に記載した内容そのものが指定基準でない場合、又はチェック項目自体が本件に該当しない場合を表し、○は指定基準に適合していることを表しています。</p> <p>このように指定基準を満たしていることから、指定についてのご審議をお願いするものでございます。</p> <p>以上で、議案第 10 号 富津市天羽地区地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の指定についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声あり)</p> <p>よろしいですか。それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第 10 号 富津市天羽地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(委員から「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第 10 号 富津市天羽地区地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の指定については、承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第 11 号 富津市地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の廃止についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>堀越主事</p> <p>議案第 11 号 富津市地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業</p>
-------------	--

<p>渡辺会長</p>	<p>所の廃止について、ご説明いたします。</p> <p>資料 118 ページの左側をご覧ください。</p> <p>議案第 9 号及び第 10 号で、富津市天羽地区地域包括支援センターの設置と指定介護予防支援事業所の指定についてご承認いただいたことから、現在天羽地区を担当している富津市地域包括支援センターの介護予防支援業務を委託するため、介護保険法第 115 条の 25 第 2 項及び富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則第 3 条の 2 の規定により、廃止をする旨の届出がありました。</p> <p>以上で、議案第 11 号 富津市地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の廃止についての説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声あり)</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第 11 号 富津市地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の廃止については、承認することでご異議ございませんか。</p> <p>(委員から「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第 11 号 富津市地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所の廃止については、承認することで決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第 12 号 富津市地域包括支援センターの廃止の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>堀越主事</p>	<p>議案第 12 号 富津市地域包括支援センターの廃止の承認について、ご説明いたします。</p> <p>資料 118 ページの右側をご覧ください。</p> <p>富津市地域包括支援センターに係る指定介護予防支援事業所を廃止することに伴い、富津市地域包括支援センターの設置の届出等に関する規則第 4 条の規定により、廃止をする旨の届出がありました。</p> <p>本議案は、議案第 9 号の富津市天羽地区地域包括支援センターの設置の承認に伴い、富津市地域包括支援センターを廃止することについて、本運営協</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>議会の承認を求めようとするものでございます。</p> <p>以上で、議案第 12 号 富津市地域包括支援センターの廃止について、の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声あり)</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第 12 号 富津市地域包括支援センターの廃止については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(委員から「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第 12 号 富津市地域包括支援センターの廃止については、承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第 13 号 平成 27 年度富津市地域密着型サービス事業者の公募についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>大川係長</p>	<p>議案第 13 号 平成 27 年度富津市地域密着型サービス事業者の公募について、ご説明申し上げます。</p> <p>では、議案綴り 119 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、第 6 期介護保険事業計画期間中に整備する地域密着型サービスの整備のため、計画する事業者（法人）を公募により募集しようとするものです。</p> <p>事業者（法人）の選定に当たっては、計画的に整備を行う観点から、またサービスの質、継続性の確保及び公正かつ公平性を確保する観点から、公募によるものといたします。</p> <p>記載のものは、平成 27 年度及び平成 28 年度に整備を行い、サービスを開始する指定予定事業者を選定するものであって、この公募により選定された者が必ず指定されることを確約するものではありません。</p> <p>次に公募する地域密着型サービスについて申し上げます。</p> <p>公募する地域密着型サービスは、項番 2 の表に記載のとおりで、①小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）は 1 施設、登録定員は 29 人、整備する日常生活圏域は、大佐和地区です。</p>

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては 1 事業所、整備する日常生活圏域は大佐和地区です。③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 こちらは申し訳ございませんが、議案綴りが入居者となっておりますが、入所者の誤りでございますので訂正をいたします。こちらの整備数といたしましては、1 施設 29 床、整備する日常生活圏域は、大佐和地区です。②の定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び③の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、同一事業者が同一敷地内に同時期に開設することを条件とします。

次に公募のスケジュールを申し上げます。右側のページ、項番 3 をご覧ください。

公募のスケジュールは、サービス開始時期により異なります。

①のサービスは上の表に記載のとおりで、公募説明会を本年 3 月上旬に開催、応募申込書の受付は本年 3 月中旬から 4 月上旬に。審査・選定（プロポーザル）は本年 5 月中旬、介護保険運営協議会開催は本年 5 月下旬を予定、整備事業者決定を 6 月上旬、施設整備を平成 27 年度中に行い、サービス開始は平成 27 年度中に行う予定です。

また、②及び③のサービスは、項番 3 の下の表に記載のとおり、公募説明会から整備事業者の決定までを平成 27 年度中に行い、施設整備及びサービスの開始を平成 28 年度中に行う予定です。

以上で、議案第 13 号、平成 27 年度富津市地域密着型サービス事業者の公募についての説明を終わります。

事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。

（委員から「なし」の声あり）

それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第 13 号平成 27 年度富津市地域密着型サービス事業者の公募については、承認することでご異議ございませんか。

（委員から「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第 13 号 平成 27 年度富津市地域密着型サービス事業者の公募については、承認すること決定をいたします。

渡辺会長

<p>大塚課長 渡辺会長</p>	<p>それでは以上をもちまして、平成 26 年度第 4 富津市介護保険運営協議会の審議は終了いたしました。</p> <p>諮問事項である議案第 1 号から議案第 10 号まで、そして議案第 12 号の答申の文面については、会長である私にご一任いただくということでご了承いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(委員から「はい。」の声あり)</p> <p>それではそのようにさせていただきます。</p> <p>委員の皆様からその他で何かありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(委員から「なし」の声あり)</p> <p>それでは事務局からその他で何かありますでしょうか。</p> <p>特にございません。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成 26 年度第 4 富津市介護保険運営協議会を終了いたします。スムーズな会議の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。長時間にわたり、大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉会 (1 4 : 5 6)</p>
----------------------	---